

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス
令和元年10月～ 事業内容

1. 世田谷区で実施するサービス

従前相当のサービス（現行相当サービス）	総合事業訪問介護サービス
区独自基準のサービス（サービスA）	総合事業生活援助サービス

2. サービス内容等（変更点はアンダーラインつき）

	総合事業訪問介護サービス	総合事業生活援助サービス
サービス内容	訪問介護員による ○身体介護 ・ 入浴介助、買い物に伴う移動介助等、利用者の身体に直接触れる介助等 ・ ADLの意欲の向上のために利用者と共に 行う自立支援のためのサービス ○生活援助 掃除、洗濯、調理、買い物等	訪問介護員等による ○生活援助中心の60分以内のサービス ※生活援助中心型研修の修了者の従事が可能 ※生活援助の範囲は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日 老計第10号）の生活援助とする。※1
対象者像	介護予防ケアマネジメントで ・ 既にサービスを利用しており、そのサービスの利用継続が必要と認められるケース ・ 自立のための身体介護と生活援助の一体的なサービス提供が必要なケースなど	介護予防ケアマネジメントで 利用者が自力で家事等を行なうことが困難なケースで、同居の家族や他のサービス利用ができないケースなど
基準	国の定める基準と原則同基準 ※2 平成30年10月よりサービス提供責任者の役割・任用要件の見直しあり（訪問介護の見直し内容と同じ）	国が定める基準を一部緩和した内容 緩和の部分 区独自研修受講者のサービス提供が可能
利用者負担	介護保険の保険給付と同じ負担割合	所得に応じて1割～3割負担
支払い	国保連経由による審査・支払い	

※1 国において平成30年4月1日より老計第10号の一部改正が行われました。身体介護として行われる「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」を中心に見直しが行われています。（介護保険最新情報 Vol637）

※2 国の地域支援事業実施要綱にもとづき、旧介護予防訪問介護に係る規定と原則同基準の人員・設備・運営基準を世田谷区で規定（世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定の基準及び運営指導に関する要綱）

3. 報酬単価等（変更点はアンダーラインつき）

	総合事業訪問介護サービス	総合事業生活援助サービス
サービスコード	A 2	A 3
取扱い	月包括単位	利用1回ごとの出来高払い
単位設定	<p>○週1回程度の利用が必要とされた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 <u>1,172</u> 単位 ・要支援 1・2、事業対象者 <p>○週2回程度の利用が必要とされた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 <u>2,342</u> 単位 ・要支援 1・2、事業対象者 <p>○週2回を超える程度の利用が必要とされた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 <u>3,715</u> 単位 ・要支援 2、事業対象者（要支援 2 相当） 	<p>○1回 <u>226</u> 単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度利用が必要な場合（要支援 1・2、事業対象者） 月5回まで ・週2回程度利用が必要な場合（要支援 1・2、事業対象者） 月10回まで
地域単価	世田谷区の地域単価（11.4円）	
主な加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・生活機能向上連携加算 ※1 ・介護職員処遇改善加算 ※2 ・<u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・介護職員処遇改善加算 ※2 ・<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>
主な減算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者の減算 ※3 ・同一建物等居住者の減算 	

※1 生活機能向上連携加算は訪問介護と同様の加算に平成30年10月見直し

※2 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定可能

※3 サービス提供責任者の減算は平成31年3月まで

※4 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は世田谷区ではなし